

(資料七)

平成二十八年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県県税条例等の一部を改正する条例	1
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	3

平成28年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第80号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律案が国会に提出されたことに伴い、法人の事業税の税率等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率の改正

ア 付加価値割

付加価値額	改正前	改正後
	100分の0.72	100分の1.2

イ 資本割

資本金等の額	改正前	改正後
	100分の0.3	100分の0.5

ウ 所得割

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.6	100分の0.3
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.3	100分の0.5
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の3.1	100分の0.7

(2) 初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で1年間延長すること。

ア 環境負荷の大きい自動車

初回新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料とし

て用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。)について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15(バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については、税率のおおむね100分の10)を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) ディーゼル自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に初回新規登録を受けた次の自動車について、平成29年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの及びクリーンディーゼル乗用自動車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(イ) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもの(ア)に該当する自動車を除く。)について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

(3) その他規定の整備

(4) 島根県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

(5) この条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこと。

(6) この条例は、(5)の場合を除き、地方税法等の一部を改正する等の法律による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(5)及び(6)については公布の日から、2の(4)については地方税法等の一部を改正する等の法律の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(2)については平成29年4月1日から施行する。

第81号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、保育所の職員配置に係る特例を定めること。

- (1) 当分の間、乳児又は幼児の各年齢別に定める保育士の配置基準により算定される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことにより、保育士の数を1人とすることができること。
- (2) 当分の間、保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができること。
- (3) 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができること。
- (4) (2)又は(3)を適用する時は、保育士（保育所の職員配置に係る特例によ

り保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(2)又は(3)の適用がないとした場合の保育士の配置基準により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならないこと。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。